

各 労働基準協会長 殿
東京労働基準協会連合会長 殿

地区労働基準協会等組織検討委員会

「各地区労働基準協会等の組織及び事業活動のあり方に関する
検討委員会（第2次組織検討委員会）報告」について

1 経過

- (1) 平成26年7月7日に第2次組織検討委員会（第1回）を開催し、第1次案に対する各地区協会の意見を集約した。その結果は、別紙「第1次検討委員会報告（第1次案）に対する各地区協会意見」のとおりであり、各地区労働基準協会の組織統合等に対する意見は、賛成、保留、反対で三分された。

その後、8月6日に第2次検討委員会（第2回）を開催し、新たな組織・業務等に対する課題を検討したが、検討委員会全体としては個々の課題についての議論が進めにくいことから、検討委員会とは別に作業部会を置き、統合に賛同するグループを主体としたメンバーで個々の課題の検討を行い、その結果を検討委員会に報告することとした。

(2) その後の検討経過

イ 作業部会の検討状況については以下のとおりである。

9月5日 第1回作業部会

- * 統合に当たっての各地区協会の事業・組織に関する課題を検討した。
- * 出席した各地区協会から統合についての検討課題を示し、その内容を検討整理した。

9月19日 第2回作業部会

- * 各地区協会からの意見を検討し、組織統合に当たっての各地区協会等の課題として整理した。

10月6日 第3回作業部会

- * 統合後の組織、公益認定変更の手続（会計基準を含む）等の個別課題を検討した。

10月21日 第4回作業部会

- * 統合後の組織（本部・支部等）の定款案等を検討した。

11月4日 第5回作業部会

- * 27年度の各種講習会等について、各地区協会の計画の調整、移動講座等の企画等を検討した。

11月20日 第6回作業部会

- * 各支部会則について報告。第2次検討委員会報告(案)、27年度講習計画(案)及び東京労働局への要望事項等(案)を取りまとめた。
- 12月5日 第7回作業部会
 - * 各支部会則、会計手続き等の検討、
- 12月15日 第8回作業部会
 - * 公益会計基準について、任意団体である地区協会を事例として、その改定手続きを検討した。
- ロ 第3回以降の第2次検討委員会の開催状況は次のとおりである。
 - 9月26日 第2次検討委員会(第3回)
 - * 第1回、第2回作業部会での検討結果を報告。
 - 10月31日 第2次検討委員会(第4回)
 - * 第3回、第4回作業部会での検討結果を報告。
 - 11月28日 第2次検討委員会(第5回)
 - * 第5回、第6回作業部会での検討結果を報告
 - * 27年度における講習計画、東京労働局に対する要望事項案等の取りまとめを行った。
 - 12月19日 第2次検討委員会(第6回)
 - * 第2次検討委員会報告を一部修正、承認。
- (3) 各地区労働基準協会長及び東基連会長への第2次検討委員会報告(本報告)について

本報告の下記2「検討結果(基本事項)」及び3「今後の具体的な進め方」は、統合に賛同する地区労働基準協会と東基連がまとめたものであり、組織検討委員会を構成するすべての各地区労働基準協会共通の認識ではないこと。

2 検討結果(基本事項)

- (1) (一社)中央労働基準協会・上野労働基準協会・足立荒川労働基準協会・江戸川労働基準協会・八王子労働基準協会・(一社)立川労働基準協会・(一社)青梅労働基準協会・(一社)三鷹労働基準協会(以下「各地区労働基準協会」という。)及び(公社)東京労働基準協会連合会(以下(東基連)という。)は、新たに「公益社団法人東京労働基準協会連合会(以下「連合会」という。)」として組織統合し、平成28年4月1日発足に向けて、27年1月に中央労働基準協会内に組織統合準備会(仮称)を設置し、その事務手続き等を進めることとする。

なお、組織統合に向けては、今後も、多くの各地区労働基準協会の参加を求めることとする。
- (2) 連合会は、公益社団法人としての単一組織とし、各地域における公益事業等の活動を確保するために支部を置くことができるものとする。(公益認定変更申請を行うこと。)
- (3) 連合会の組織及び業務は、各地区労働基準協会及び東基連の現体制、予算等をベースに構築することとし、発足時の各支部の組織及び業務は、原則として、現状の各地区労働基準協会の組織及び予算をベースに構築する。
- (4) 登録講習は、連合会において一本化し、東京労働局長の認可を受ける。
- (5) 労働保険事務組合については、27年度中に「東基連」で認可を受け、28年度より「連合会」に移行するものとする。
- (6) 統合に当たり、連合会並びに各支部は、会員事業所からの信頼をうるために、東京労働局、都下の各労働基準監督署並びに関係労働行政機関等との連携を図り、公益目的事業の推進にさらに努力する。

3 今後の具体的な進め方

(1) 統合準備会について

統合に参加する各地区労働基準協会及び東基連は、平成27年度1月末までに「組織統合準備会(仮称)」を中央労働基準協会内に設け、統合に必要な個々の課題の検討や事務手続きを進めることとする。

今後の検討は、これまでの作業部会や第2次検討委員会における到達点を踏まえ進めることとする。そのたたき台となる個々の課題の到達点は、以下のとおりである。

イ 業務関係

(イ) 登録講習等について

① 新たな組織発足後(28年度以降)の登録講習等は、本部に集中し、連合会として、これまでの中央、立川、青梅、八王子等で実施の登録講習等を含めてすべて実施する。

これらの技能講習等は、一括した年間計画を作成し、新たなHP、リーフレット等で広報する。また、修了証は、修了証システムに統一する。

② 27年度において、三多摩地区(立川、青梅、八王子)及び東基連都の講習、また都区部における中央協会等に関する各種講習等について、年間計画を調整し各地区協会及び東基連のHP等で周知を図る。多摩地区の講習科目については、現状に加え労働衛生関係(特化、有機、石綿)の技能講習の拡大を図る。

(ロ) 登録講習以外の安全衛生講習について

① 連合会及び各地区協会の安全衛生教育は、中央協会を主体とした都内一括での講習計画を作成し、連合会をはじめ各地区協会のHP等により広報する。

② 現状の計画に加えて、27年度から中央協会を主体に、衛生管理者新任時研修(案)を実施する。

(ハ) 労務管理講習等

① 法令普及基礎講座

② 労務管理講習、安全管理講習、健康管理講習

本部・各支部で企画し年間計画を作成し、移動講座等の手法を含めて実施する。

③ 27年度より先行して法令基礎講座等を移動講座方式で実施する。(一部の講師等についての行政職員の派遣要請等)

(ニ) その他の事業

① 各地区協会が実施している安全衛生大会、表彰、週間説明会等は、各支部の計画に基づき当面単独実施する。

② 東京産業安全衛生大会は、本部が主体として行政機関等と連携し実施するが、各支部も積極的な支援を行う。

(ホ) 広報について

① 発足時までに、新たな公益法人としてHPの刷新を図り、本部・支部間のネットワークを構築する。

② 発足時に、新たに連合会の会報を編集発行する。また、各支部も会報を発行することができる。

(ヘ) その他

① 賀詞交歓会は、各支部の計画に基づき当面単独開催する。

② 本部が支部と連携し、トップセミナーを開催する。

ロ 組織について（概要）

（イ）本部

- ① 本部は千代田区に置く。
各支部は、原則として、現状の各地区労働基準協会に置く。
他に現在の東基連事務所（江戸川区）を「東京安全衛生研修センター」とし、統合後の一定期間までに、多摩地区に研修センターの配置を検討する。
- ② 本部の組織・業務は定款で定める。
主な業務は、法人全体の統括、法人運営（総会・理事会、公益認定に関する東京都への報告等）の管理、人事・予算の調整、講習会の年間計画の作成と調整・実施支援、広報・会報・図書等の発行、東京労働局との連絡調整等。
- ③ 本部の役員構成は、代表理事2名（会長、副会長から1名）、理事5～20名、監事2名を配置する。理事は、各地区労働基準協会より1名選出する。
- ④ 常勤の業務執行役員として専務理事、常務理事を置く。
- ⑤ 総会は代議員制とし、各地区労働基準協会より会員100名に対し代議員1名の割合で支部総会においてこれを選出する。
- ⑥ 本部事務局は、常勤役員のほか、必要に応じ職員を配置する。

（ロ）支部

- ① 各支部は、本部、支部、関係労働行政機関等と連携し、地域における連合会の公益目的事業の推進に努める。
- ② 発足時における各支部事務局体制は、現状の各地区労働基準協会をベースにする。
また、該当する各地区労働基準協会の協議により、事務所の併用等を図ることもある。
- ③ 支部の組織・業務は支部規程、支部会則で定める。
各支部の主な業務は、支部年間業務計画作成、支部運営（支部総会、代議員・役員の選任、役員会等の開催、会費徴収、予算管理・決算報告、年間計画による安全推進大会（表彰）、安全・労働衛生週間説明会、各種講習会等の開催、広報、各労働基準監督署との連絡調整等。
- ④ 各支部の役員は、支部会長（支部長）、支部副会長（副支部長）、部会長（必要に応じて）及び会計幹事等を配置し、常勤の事務局長（現状の各地区協会事務局長）、職員等を置くことができる。
- ⑤ 各支部は、必要に応じて、総務・安全衛生・労災等の各部会を置くことができる。

（ハ）会員、会費について

- ① 会員の入会・退会は、各支部会長を通じて行うこととする。
- ② 会員・会費等に関する検討を進める。課題は、会費の統一化、本部会費の集め方、東基連と各地区労働基準協会に2重加盟する会員の解消等であり、統合後の一定期間までに結論を示すこととする。

（ニ）予算、決算等

- ① 発足後の各地区労働基準協会の予算決算は、現状の収支をベースにする。
- ② 会費は、各支部が徴収し、本部で調整のうえ、原則として全額各支部に配布する。各支部の予算状況によりその配布額の調整を図ることがある。また、講習会等の収入について、各支部の活動に応じた交付金を支給することとする。
- ③ 27年度において、各支部の会計処理を公益会計基準に沿って統一化する。
- ④ 各支部は、その財務状況を公益法人会計に沿って処理し、毎事業年度終了後速やかに財務諸表を本部に報告する。本部は、総括及び各支部ごとに財務諸表を作成し周知する。

ハ その他の課題

(イ) 職員の労働条件等

- ① 現状の各地区労働基準協会等の職員等は、新たな「連合会」がその身分を継続する。
統合後、一定の期間までに、職員等の労働条件の均一化を図るため、就業規則の変更等を検討する。
- ② 役員、事務局長等の定年制を設けることを検討する。
- ③ 新組織後の本部役員、事務局長及び嘱託職員（60歳以上の再雇用者、行政・民間OBを含む。）の退職金制度について検討する。